

別表第1 (第3条関係)

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	対象となる建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費(耐震改修設計評定手数料を含む。)	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替えの工事に要する経費
補助対象限度額	①面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 ②面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内 ③面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内。 ただし、設計図書の復元、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は150万円を加算することができる。	① 耐震改修の場合 (1) 延床面積(A)が1,000㎡以上5,000㎡以内の場合 (8,375-0.875×A)円/㎡以内 (2) 延床面積(A)が5,000㎡を超える場合 (4,500-0.1×A)円/㎡以内 ② 建替えの場合 耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注5)を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×47,300円 ②免震工法等特殊な工法の場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×8万円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。	①対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (2) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。	②耐震改修については、第三者機関(注3)の評定を受けること。
	-	②耐震改修設計については、第三者機関(注3)の評定を受けること。	③耐震改修又は建替えの結果により、地震に対して安全な構造となるもの。
補助金の額	次に掲げる補助金の額のうち、いずれか小さい額を当該補助金の額とする。		
	①市町村が補助する額から国の交付金の基礎額を差し引いた額の2分の1以内の額		
	②補助対象限度額の4分の1以内の額		③補助対象限度額の5分の1以内の額

- (注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。□  
(注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。  
(注3) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。  
(注4) 「国の交付金の基礎額」は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)の定めるところによる。□  
(注5) 設計料率は、表1に定める基本設計料率と建築設計料率との合計とし、延床面積が同表の区分間の値である場合は、表2に定める算定式により算出した率(小数点3位以下の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

表1 設計料率表

耐震改修費補助事業の補助対象限度額(単位:百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
基本設計料率(各棟別)(単位%)	2.81	1.93	1.64	1.39	1.27	1.12	0.96	0.77

建築設計料率表

耐震改修費補助事業の補助対象限度額(単位:百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率(各棟別)(単位%)	11.11	7.34	6.16	5.18	4.66	4.11	3.44	2.74

表2 算定式

耐震改修費補助事業の補助対象限度額(単位:百万円)	算定式	建築設計料率	算定式
$X_1 \leq 100$	2.81	$X_2 \leq 100$	11.11
$100 < X_1 \leq 500$	$Y_1 = 2.81 - 0.88 * (X_1 - 100) / 400$	$100 < X_2 \leq 500$	$Y_2 = 11.11 - 3.77 * (X_2 - 100) / 400$
$500 < X_1 \leq 1,000$	$Y_1 = 1.93 - 0.29 * (X_1 - 500) / 500$	$500 < X_2 \leq 1,000$	$Y_2 = 7.34 - 1.18 * (X_2 - 500) / 500$
$1,000 < X_1 \leq 2,000$	$Y_1 = 1.64 - 0.25 * (X_1 - 1,000) / 1,000$	$1,000 < X_2 \leq 2,000$	$Y_2 = 6.16 - 0.98 * (X_2 - 1,000) / 1,000$
$2,000 < X_1 \leq 3,000$	$Y_1 = 1.39 - 0.12 * (X_1 - 2,000) / 1,000$	$2,000 < X_2 \leq 3,000$	$Y_2 = 5.18 - 0.52 * (X_2 - 2,000) / 1,000$
$3,000 < X_1 \leq 5,000$	$Y_1 = 1.27 - 0.15 * (X_1 - 3,000) / 2,000$	$3,000 < X_2 \leq 5,000$	$Y_2 = 4.66 - 0.55 * (X_2 - 3,000) / 2,000$
$5,000 < X_1 \leq 10,000$	$Y_1 = 1.12 - 0.16 * (X_1 - 5,000) / 5,000$	$5,000 < X_2 \leq 10,000$	$Y_2 = 4.11 - 0.67 * (X_2 - 5,000) / 5,000$
$10,000 < X_1 \leq 25,000$	$Y_1 = 0.96 - 0.19 * (X_1 - 10,000) / 15,000$	$10,000 < X_2 \leq 25,000$	$Y_2 = 3.44 - 0.70 * (X_2 - 10,000) / 15,000$
$25,000 < X_1$	0.77	$25,000 < X_2$	2.74

$X_1, X_2$ : 耐震改修費補助事業の補助対象限度額

$Y_1$ : 基本設計料率

$Y_2$ : 建築設計料率

別表第2（第3条関係）

補助事業名	耐震診断事業
補助事業者	建築物の所有者
補助対象経費	対象となる建築物の耐震診断に要する経費
補助対象限度額	①面積1,000 m <sup>2</sup> 以内の部分は2,000 円/m <sup>2</sup> 以内 ②面積1,000 m <sup>2</sup> を超えて2,000 m <sup>2</sup> 以内の部分は1,500 円/m <sup>2</sup> 以内 ③面積2,000 m <sup>2</sup> を超える部分は1,000円/m <sup>2</sup> 以内。 ただし、設計図書の復元、第三者機関（注3）の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は150万円を加算することができる。
補助要件	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づき実施する耐震診断であること。
補助金の額	補助対象限度額の6分の5以内の額

（注1） 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。

（注2） 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注3） 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。

別表第3（第5条、第6条、第8条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。